



8月号

久々利

回 覧

8月

駐在所
広報紙

KUKURI TYUUSAISYO

駐在所

【発行】令和8年8月1日
可児警察署 久々利駐在所
0574-64-0301

生活道路における法定速度が変更されます

【改正道路交通法施行令施行日】

令和8年9月1日

【変更点】

生活道路における自動車の法定最高速度が

60 60km/h → 30 30km/h

へ引き下げられます！

よって今後標識のない一般道は、法定最高速度は60km/hから30km/hになります。



Q.「生活道路」って何？？

A. 主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や車線がない道路のことです！



⚠ 例外（以下の道路は対象外） ⚠

- ① 中央線や複数車線がある幹線道路
- ② 高速道路や自動車専用道路
- ③ 既に「(40)」 「(50)」 などの速度標識がある道路（標識の速度が優先）



たとえ法定速度の範囲内でも交通状況や天候、視界を考慮して安全に走行しましょう！

久々利駐在所の活動

久々利駐在所は巡回連絡に力を入れています。

巡回連絡とは、警察官が担当地域内の家庭や事務所を訪問し防犯・防災情報の提供や地域住民からの意見要望を聞く活動です。

また、管轄区域内を歩いてパトロールして、犯罪の未然防止や地域の安全確認に努めています。



熱中症対策を実施しましょう！

※今年の夏も高い気温が予想されます※

熱中症を見極めるポイント！

- 十分な水分は摂取してるか
- 適度な塩分補給をしているか
- こまめに休憩しているか
- 身体の冷却はしているか
- 過ごしやすい衣服を着ているか



熱中症や脱水症状にならないよう、自身の体調管理に努めましょう！

警察活動の実施に万全を期すため、警察官も職務中の水分補給等の必要な体調管理に努めています！今後とも、警察活動にご理解とご協力をよろしくお願いします！

